

平成30年同意第 6 号

教育委員会の委員選任について

下記の者を教育委員会の委員に選任したい。

上記のことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

平成30年 9 月 25 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

西 淵 茂 男

(参考 1)

略 歴 書

本 籍 地 愛知県

現 住 所 名古屋市名東区文教台一丁目 611 番地

にし ぶち しげ お
西 淵 茂 男

昭和32年1月1日生

略 歴

昭和55年3月	愛知教育大学教育学部卒業
昭和55年4月	名古屋市立大杉小学校教諭
昭和62年3月	兵庫教育大学大学院修士課程修了
平成11年4月	名古屋市立幅下小学校教頭
平成15年4月	名古屋市立瀬古小学校長
平成16年4月	教育委員会事務局指導主事
平成18年4月	教育委員会事務局主任指導主事
平成19年4月	教育委員会事務局主任管理主事
平成20年4月	教育委員会事務局首席管理主事
平成21年4月	教育委員会事務局学校教育部教職員課長
平成23年4月	教育委員会事務局学校教育部長
平成25年4月	教育次長
平成29年3月	定年解職
平成29年4月	愛知教育大学理事・副学長（現在）

(参考 2)

参 照 条 文

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）抜すい

(任命)

第4条 (略)

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 } (略)
4 }

5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の6第2項第2号及び第5項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。